

2014年3月26日

## 消費税法改正(税率変更)に伴うご請求金額に関するお知らせ

株式会社アキタネット  
代表取締役 大久保 利彦

このたびの消費税法の一部改正(消費税率2014年4月1日に8%に引き上げ)および「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(消費税転嫁対策特別措置法)の施行に伴うご請求額の表記について以下の通りご案内させていただきます。

### 1. Web サイト制作・各種ソフトウェア受託開発契約など

ソフトウェア受託開発契約などにつきましては、2014年4月1日以降のお客さま検収分から消費税率8%でご請求させていただきます。

### 2. 商品販売など

商品販売などにつきましては、2014年4月1日以降にご提供させていただきますお取引から消費税率8%を摘要のうえご請求させていただきます。また、商品などの返品や値引きなどにつきましては、その値引きや返品の元となる販売取引などと同じ消費税率を適用させていただきます。

### 3. 保守サービス・サーバホスティング契約など

保守サービスやサーバホスティング契約などの役務提供につきましては、2014年4月1日以降に役務提供が完了するお取引から消費税率8%でご請求させていただきます。事務機などのレンタル(賃貸借)契約につきましては、2014年4月1日以降のご請求分から消費税率8%でご請求させていただきます。

上記1~3のお取引のうち、改正消費税法の各種経過措置(「資産の貸付け」「工事請負等」など)が適用されるものについては、消費税率5%となります。

以上、引き続きご高配賜りますようどうぞ宜しくお願い申し上げます。